

貸金業法等の改正は、自殺や窃盗・いじめ・家庭崩壊などの原因とも指摘される多重債務問題の解決と、安心して利用できる貸金市場の構築を目的として、2006年12月に公布されました。その具体的な対策として、貸金業者による過剰な貸し付けを抑制する「総量規制」の導入が予定されています。

(金利は年利で表示しています)

第2弾 総量規制とその影響

総借入残高が
年収の3分の1を超える貸付を禁止し、
貸金業者による過剰な貸付を抑制する

[対象]
消費者金融会社、
クレジットカード会社、
信販会社などが、
業として行う個人向けの貸付
(ローン、キャッシング等)
※住宅ローン等、総量規制の
除外となる貸付もあります。

2010年6月18日(予定)から
貸金業者での
借り入れはこう変わる

〈ろうきん〉ローンは
対象外

※〈ろうきん〉は労働金庫法に基づいて
貸付を行うため、ローンについて、
貸金業法の規制を受けません。

一定額以上のお借入れの際は、
年収の確認できる書類が必要。



貸金業者1社のご利用限度額(枠)が50万円を超える場合、
または、複数の貸金業者からの総借入残高が100万円
を超える場合、源泉徴収票などの、年収が確認できる資
料の提出が必要になります。

返済能力を超える貸付は禁止
お借入れは、総額で、
年収の3分の1まで。



複数の会社からお借入れがある場合は、それら全てを合
計して計算。現在、年収の3分の1を超えている場合、総
借入残高が年収の3分の1未満になるまで、新規のお借
入れができません。

20人に1人が規制に抵触?!
新規のお借入れが困難に。

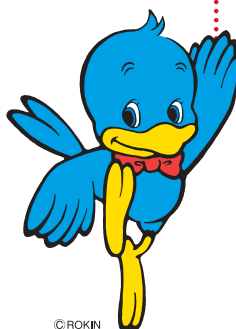
※2009年4月1日現在、20歳以上の人口を基に試算

日本貸金業協会の調査(2009年)によると、現在、貸金業者から借入
れている人は約1,100万人。その約半数が、上記の「年収の3分の1」
ルールに抵触すると言われます。そのため、各貸金業者は、規制の実
施をにらんで、融資を控えたり、改めて年収の確認調査を行うなどの対
応を行っています。

◆貸金業者が年収の確認調査を行っています。

年収確認のお知らせや、書類提出のお願いがお手元に届いたら、
必要のないカード、キャッシング機能等は、この機会に解約しましょう。

もし、借入れのことで
困っている人がいたら、
まずは〈ろうきん〉を
ご案内してください。



弁護士や司法書士とのネットワーク
により、お金に関する問題の総合的
な窓口になります。